

第6次川棚町行政改革大綱

令和4年4月 川棚町

1 はじめに

本町では、簡素で効率的な行政運営を実現するために、昭和60年に第1次の「行政改革大綱」を策定し、以後4回にわたり時代に応じた見直しを行い、財政の健全化、事務事業の見直し、民間委託等の推進、人事管理の適性化、人事評価制度の導入及び給与の適性化など図り、行政改革を推進してきました。

しかし、第5次行政改革大綱(平成22年度から平成26年度)の策定以後、町政を取り巻く環境は、大きく変化しており、国主導のもと人口減少に歯止めをかけるための「地方創生」が平成26年からスタートし、デジタル社会の実現を図るため国・地方行政のデジタル化や持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通目標であるSDGs (Sustainable Development Goals) の取り組みが求められているほか、「働き方改革」の対応に加えて、近年の多発する災害への対応、新型コロナウイルス感染症の発生に対応して生まれた新たな生活様式への対応など、多種多様な行政課題が生じており、従来の削減型の改革だけではなく、新たな付加価値やサービスの創出といった観点からの改革も重要になっています。

また、厳しい財政状況の中、限られた財源で多種多様な行政課題に対応し、新庁舎完成後の新たな環境の中で、時代に即した住民サービスの向上を図っていくためには、より効率的で効果の高い行政運営が必要であるとともに、行政だけでなく地域住民の参画による協働の町づくりが必要であると考えます。

このような情勢において、第6次川棚町行政改革大綱は今まで進めてきた行政改革大綱を尊重しながらも、従来の路線にとらわれることなく、新たな改革項目を加味し、いっそうの行政改革を推進してまいります。

【取組みの期間】

第6次川棚町行政改革大綱の取組み期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、本町を取り巻く環境の変化や国の指針等に応じて更新していきます。

また、この間の財政状況、国の制度改正、経済動向、税収見込みなど情勢の変化に見合わせて目標と成果の点検を行います。

2 行政改革大綱の重点項目

行政改革大綱において、行政改革の具体的な取り組みの柱として次の4つの重点項目を掲げてその概要を示し、さらにそれらを具体化するために、第6次川棚町総合計画との整合性を図りながら行政改革大綱実施計画を策定し、具体的な施策に取り組みます。

- (1) 地域協働のまちづくりの推進
- (2) 時代に即した効率的な行政運営の推進
- (3) 健全で持続可能な財政基盤の確立
- (4) 人材育成及び勤務環境の整備

3 具体的な取組

(1) 地域協働のまちづくりの推進

行政改革は、具体的に現状と課題を把握し、町のあるべき将来像について、住民と情報を共有するとともに、住民や各種団体等の理解と協力を得ながら推進していくことが重要です。

- ① 住民と行政が情報共有を図り、協働のまちづくりを推進するため、広報・ホームページを通じて、町の施策や特色、地域の活動など積極的な情報提供を行います。
- ② SNSを活用して双方向性の情報発信を進めていきます。
- ③ 町民の地域活動の参加促進と各種団体の自主的活動の支援を図ります。

(2) 時代に即した効率的な行政運営の推進

地方自治の基本原則として、地方公共団体は、常にその組織のもっとも効率的な運営に努める必要があります。

現在、わが国において社会のさまざまな分野でデジタル化が進められており、行政においてもデジタル社会の構築に向けた取組

みが求められています。

こうした社会の変化に遅れることなく、また、高齢者等の情報弱者を取り残さないようにしながら、デジタル技術を活用した新たな行政サービスの構築に努める必要があります。

- ① 事務事業評価により効果的な事業の選択と見直しを行います。
- ② 「押印・書面・対面手続き」の見直しにより、行政手続きの簡素化と利便性を図ります。
- ③ ICTを活用した行政事務のデジタル化や行政手続きのオンライン化を進めます。
- ④ 情報システムの標準化・共通化を推進し、地方公共団体業務の効率化と円滑化を図ります。
- ⑤ 電子決裁の導入及びペーパーレス化を推進し、業務の効率化を図ります。

(3) 健全で持続可能な財政基盤の確立

社会保障関係経費の増加などにより経常的経費が増大していることに加え、新庁舎建設に伴い基金の減少と公債費の増加が見込まれるほか、学校教育施設をはじめとする大型の公共施設の老朽化が進んでおり、今後ますます財政状況が厳しくなると見込まれます。

持続可能な行政運営の確立のため、限られた財源を効率的・効果的に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう努めることが必要です。

また、自主財源確保の方策として、ふるさと納税の拡大を図ることも重要です。

- ① 統一基準地方公会計を活用した財政分析により、効果的な財政運営の推進に努めます。

- ② 「公共施設等総合管理計画」により、将来コスト等の予測を行い、財政負担の軽減・平準化を図ります。
- ③ 地元資源を活用し、ふるさと納税の拡大を図ります。
- ④ 寄附者の視点に立った魅力的な用途の創設やそのPRにより、ふるさと納税の拡大を図ります。
- ⑤ 自主財源の確保を図ります。

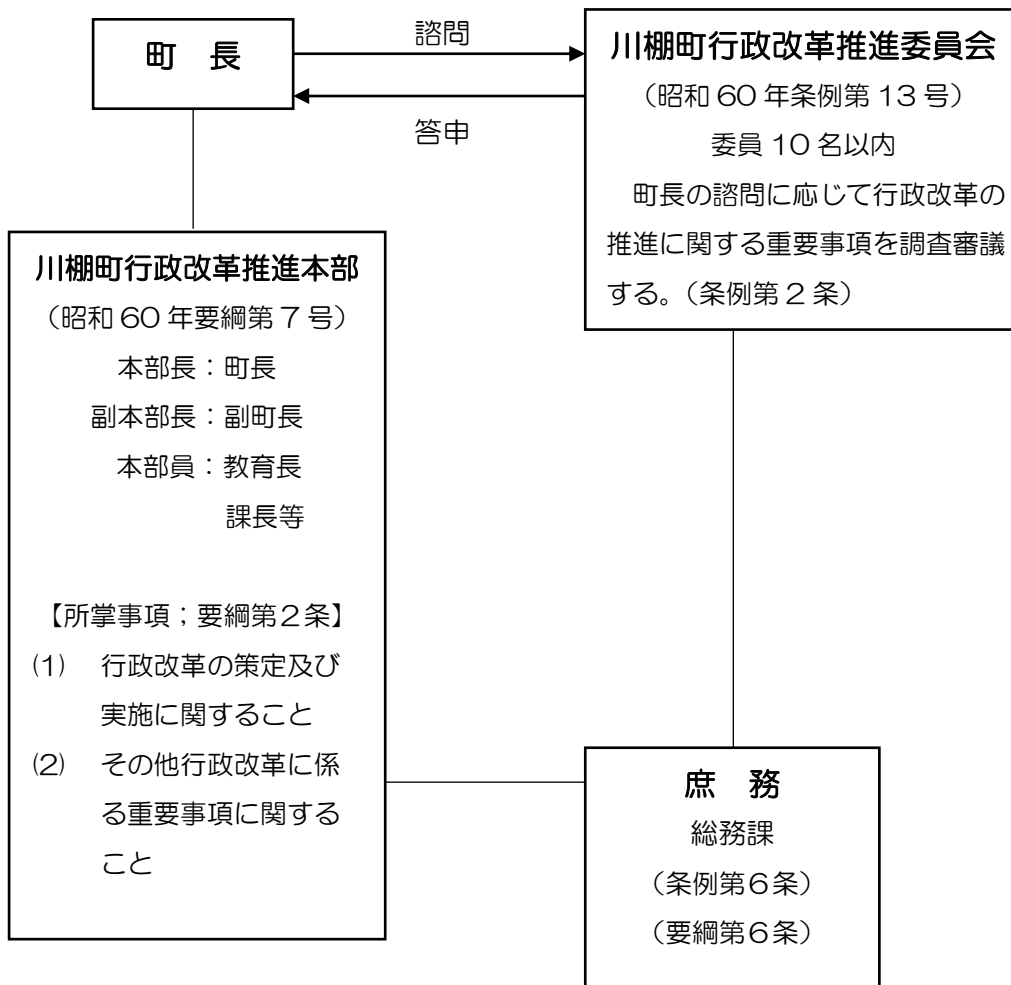
(4) 人材育成及び勤務環境の整備

行政改革の推進のみならず、多様化する住民ニーズや様々な行政課題に迅速かつ的確に対応するためには、機能的な組織の構築とそれを担う職員一人ひとりの資質向上が必要不可欠です。

また、「働き方改革」が求められると同時に人手不足が深刻化する中、職員がやりがいや充実感をもって働くことができるような勤務環境の整備を図っていく必要があります。

- ① 適正な人事評価により、機能的な組織機構となるよう適材適所の人員配置を図ります。
- ② 時間外勤務の縮減や有給休暇取得向上などの働き方改革を推進します。
- ③ メンタルヘルス対策やハラスメント防止を図り、働きやすい環境づくりに努めます。

推進体制



第1次行政改革大綱 昭和60年12月

第2次行政改革大綱 平成8年7月

第3次行政改革大綱 平成12年3月 (H12~16年度)

第4次行政改革大綱 平成17年12月 (H17~21年度)

第5次行政改革大綱 平成22年3月 (H22~26年度)